

◇均等割

法人の区分		税率（年額）
「資本金等の額（※1）」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額（※2）	市内の事務所等の従業者数の合計数	
1 千万円以下	50 人以下	50,000 円
	50 人超	132,000 円
1 千万円超 1 億円以下	50 人以下	156,000 円
	50 人超	180,000 円
1 億円超 10 億円以下	50 人以下	192,000 円
	50 人超	480,000 円
10 億円超 50 億円以下	50 人以下	492,000 円
	50 人超	2,100,000 円
50 億円超	50 人以下	492,000 円
	50 人超	3,600,000 円

（※1）法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額又は同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額に、地方税法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 による調整を行った額

（※2）平成 27 年 3 月 31 日以前に開始される事業年度については、「資本金等」の額

◇法人税割

区分	税率
令和元年 10 月 1 日以降に開始する事業年度分	8.4%
平成 26 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度分	12.1%
平成 26 年 10 月 1 日以前に開始する事業年度分	14.7%